

いじめ防止基本方針

1. 大口北小学校いじめ防止基本方針

基本的な考え方

- 「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義される。児童においては「いじめ」は決して行ってはならないこととし、学校の教職員は連携して「いじめ」の防止及び早期発見に取り組む。また、もし児童が「いじめ」を受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
- 「いじめ」は「どこにでも、誰にでも起こり得る問題」であり、「皆が協働して考えなければならない問題」と捉える。「いじめは人間として決して許されない行為」という意識を一人一人の児童に徹底させるとともに、全教職員が「いじめを決して許さない」学校づくりを進める。本校では、全職員によって「いじめ・不登校対策委員会」を組織し、いじめの防止等の対策にあたる。その内容は大きく分けて【未然防止】【早期発見】【解決に向けた組織的対応】の三つである。

未然防止

① 居場所づくり

児童が安心・安全に学校生活を送ることができるように「分かる授業」を行って基礎学力を保証し、互いの意見や考えが認め合える規律ある集団をつくったり、全ての教育活動における道徳教育及び体験活動の充実を図ったりする。また、児童の「居場所づくり」や「いじめの予防」につながる活動を学年に応じて実施したり、年2回行われる「Q-U調査」活用したりしていく。

② 絆づくり

児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じ合ったりしながら絆や自己有用感を育むようにする。そのために教師は、すべての児童が活躍できるような場面を準備する。授業でペアやグループで話し合う場面を作ったり、行事で児童同士がつながり合えるようにしたりして、集団で行動すること（集団力）を価値付ける。

③ 校内研修の推進

4月当初に、いじめに関するチェックリストを行う。いじめの予防・対応に関する知識の共有化を図り、いじめ防止に向けた効果的な指導を目指すための、校内研修を行う。

早期発見

① 学校での情報収集

出欠席の状況把握や定期的なアンケート調査（5年間学校保存）や個人面談を行うことで、問題を早期に発見する。問題を認知した際には、多面的に情報を収集し、問題の全体像を把握する。収集した情報は、「問題行動記録用紙」に記入し、学校全体での情報共有に努める。月末の出席簿管理、年に二度行われる「教育相談」、毎月職員会議後に実施する「いじめ・不登校対策委員会」、日々の学校生活の中で行われる教職員同士の情報交換を通して、児童の情報を全職員で共有して対応する。

② 家庭からの情報収集

保護者会での情報だけでなく、ホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載し、連絡帳や電話などで寄せられる保護者の声を受け止め、家庭での児童の様子を把握する。

③ 地域からの情報収集

あんしんパトロール団から、児童の様子を聞くことで、児童の変化をつかむ。また、区長・児童民生委員などから、地域の行事や日ごろの児童の情報を得ることで、学校とは違う児童の様子を把握する。

解決に向けた組織的対応

① 早期対応の流れ

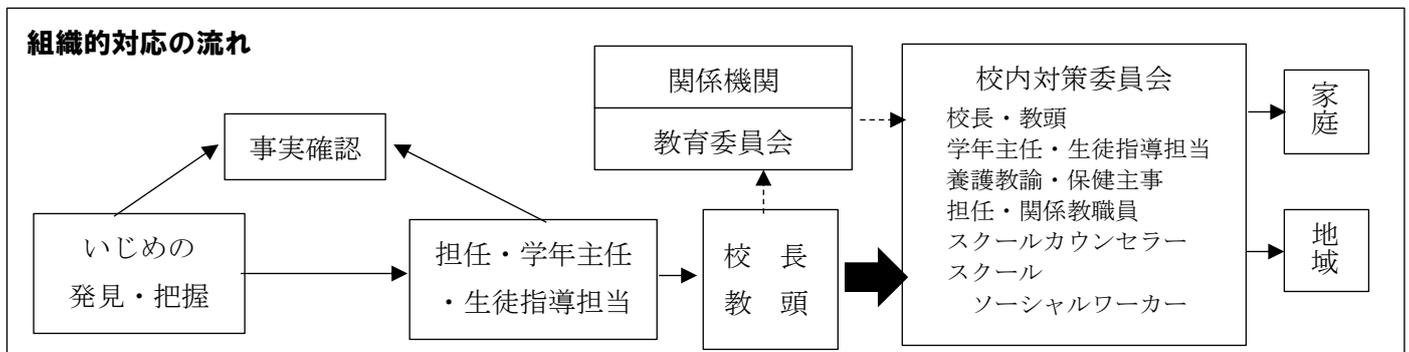
いじめの情報をつかんだ教職員は、速やかに担任に報告する。担任、学年職員、生徒指導担当で情報を共有する。校長（教頭）に事案の一報を入れ、その後、指導の過程や結果を含めて報告・相談する。「校内対策委員会」を組織し、保護者とともに連携しながら、被害児童の安全・安心を回復するための支援と心のケア、丁寧な事実確認、加害児童の指導など、問題の解消までを組織的に行う。また、問題が解消されたとする場合でも、被害児童に対する心理的または物理的影響が止んでいるか、被害児童が心身の苦痛を感じていないかなど、経過を日常的に注意深く見守り、再発を防ぐ。また、毎月「いじめ・不登校対策委員会」を開き、全職員でいじめについての情報交換及び対策を講じる機会とする。

② 被害児童への対応

いじめに対応する者全員が「被害児童に非はない」という認識に立ち、問題解決に当たる。まず、児童生徒や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向き合い、被害児童の安全確保を迅速かつ適切に行う。

【重大事態について】

- 文部科学省が定める「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を活用し、学校いじめ対策組織の校内対策委員会の平時からの備えについて適切に実施できているか点検する。
- 重大事態が生じた場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り対処するとともに、関係機関（例：児童相談所や病院、適応指導教室等）との連携を図る。



「いじめが解消している」状態・・・次の二つの要件を満たすことが必要

- (i) いじめに係る行為が止んでいること → 加害行為（インターネットを含む）が3か月止んでいる。
- (ii) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと → 本人+保護者に対して面談で確認する。

※ いじめが解消されたと判断した場合、問題行動記録用紙にその旨を記載する。

学校としての取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況の把握 → 学校評価
- 児童生徒・保護者・地域・関係機関等に取組の内容を説明
→ ホームページへの掲載，入学時，各年度の開始時など

いじめ・不登校対策委員会

- ねらい
 - ・ いじめや不登校に関する児童の様子を，より正確に全教職員で共有する。事実関係の把握，いじめであるか否かの判断を組織的に行う。
 - ・ 出された児童の様子を基に，適切な対策を話し合う。学級・学年を越えて全教職員が児童の様子を注意深く観察するようにし，どんな小さなサインも見逃さず適切に対処する。
- 実施方法
 - ・ 原則として職員会議後に行うが，必要がある場合は随時行う。
 - ・ 職員全体で情報交換を行う。
 - ・ 必要に応じて校内対策委員会を設けたり，個別に指導方法を検討したりする。
- 対象児童例
 - ・ 校内の生活から見て，いじめが疑われる事案に関与している児童
 - ・ 本人，保護者からいじめられていると申し出があったときの相手の児童
 - ・ 地域の方などからいじめに関与しているのではないかと連絡があった児童
 - ・ 欠席日数が多い児童
 - ・ 昨年度，長欠傾向にあった児童
- 指導記録について
 - ・ いじめ事案を記録する際，問題行動記録用紙に，問題解決に向けての事実確認及び指導内容を記入し，生徒指導担当→教務→教頭→校長へ連絡する。
 - ・ いじめ事案で報告された児童は，いじめ・不登校対策委員会において3か月間継続して報告を行う。3か月間いじめに該当する行為がなく，本人が苦痛に感じることがないことが確認されたら，いじめの収束を職員に周知するとともに，再発防止に向けて職員で見守る。